

令和4年度第1回

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会

会 議 録

日 時：2022年4月19日（火）13時開会
場 所：子ども未来局大会議室（Web会議）

1. 開 会

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） それでは、定刻となりましたので、令和4年度札幌市子ども・子育て会議第1回児童福祉部会を開催したいと思います。

私、4月に着任しました札幌市児童相談所地域連携課長の山形でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本部会の委員の交代がありましたのでご報告いたします。伊林委員がご退任されまして、北海道警察本部生活安全部少年サポートセンター所長である石川様が後任の委員に選任されております。よろしくお願いいたします。

また、委員の出欠状況でございますが、本日は、遠山委員、高橋委員から欠席する旨の、それと藤原委員から遅参し、14時30分ころから参加される、そういったご連絡をいただいております。

なお、定足数に達しておりますことを申し添えます。

次に、本日の審議事項と資料について確認いたします。

皆様には、事前に次第及び資料をお送りしておりますが、本日の審議事項は2件ございます。

資料につきましては、審議事項（1）の第3次札幌市児童相談体制強化プランについては、プラン冊子を含めまして資料1から資料5まで、審議事項（2）の令和3年6月死亡事例に係る検証報告書につきましては、資料1から資料2までとなっております。

資料の詳細につきましては、それぞれご審議いただく際に再度確認させていただきます。

次に、会議の公開、非公開についてでございます。

本日の会議につきましては動画配信を行っておりまして、あらかじめ視聴を希望された方に、配信用のアドレスをお知らせしております。

審議事項2につきましては、その審議内容から、非公開とさせていただく予定となっております。後ほどお諮りする予定でございます。

それでは、本日の議事進行につきまして、松本部長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 審議事項

○松本部長 それでは、皆さん、どうもこんにちは。

本日は、年度初めのお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日は、審議事項2点、それぞれ、やや時間がかかるかと思っておりますので、できれば真ん中で一旦休憩を挟んでとは思っております。

それでは、1点目、第3次札幌市児童相談体制強化プランについて、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） それでは、説明に入る前に、札幌市児童相談所長の宮本より、着任のご挨拶をさせていただきます。

○事務局（宮本児童相談所長） ただいま紹介にあずかりました、4月に札幌市子ども未来局児童相談所長に着任しました宮本でございます。札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃から札幌市の児童福祉行政についてご理解とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます議事は2点ございますが、私からは、1点目の第3次札幌市児童相談体制強化プランのご審議をお願いいたします。

本プランにつきましては、令和元年6月に本市で2歳の女の子が虐待によって尊い命を落とすという大変痛ましい事案の検証報告書の提言等を踏まえ、令和2年度に策定したものでございます。この間、児童相談体制の強化に努めてまいりましたが、令和2年度には、全国の児童相談所による児童虐待相談対応件数が初めて20万件を超え、過去最多となるなど、引き続き児童相談体制の強化が求められております。また、今年度は、本プランの中間評価の時期と重なっております。委員の皆様方には、改めて具体的なお検討、ご審議をお願いしたいと存じます。

以上、誠に簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） 改めまして、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、A4縦型の「第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況（令和4年3月時点）」と書かれたホチキス留めをした資料。次に、「児童福祉司の配置基準等について」と書かれたA4縦型の1枚物の資料。それから、参考資料としまして「法改正の動向について」と書かれたA4縦型の両面印刷の資料。「相談対応件数の推移」と書かれたA4横型の資料。それとプラン冊子。以上の5点となりますが、お手元にありますでしょうか。

それでは、本日は、プランの2ページの3、計画期間に記載しています中間的な点検・評価といたしまして、これまでの取組結果等を確認していただき、今後もっと推進、拡充すべき取組、また、不足している取組、こういったことについてご意見をいただければと考えております。

それでは、お手元の第3次札幌市児童相談体制強化プランの進捗状況、こちらの資料をご覧ください。

初めに、資料の見方について簡単にご説明いたします。

左から、具体的取組、取組開始時期、主な取組内容とありますのは、プランの41ページ以降の内容を転記しております。右から二つ目の進捗状況・今後の予定というのは、令和4年3月時点でのこれまでの取組結果や進捗状況、今後取り組む予定の内容を記載しております。一番右側の評価区分とあるのですが、これは、プランの方向性に基づき、これまで約2年間実施してきた結果等を踏まえまして、令和6年度までの残りの計画期間における今後の方向性につきまして、児童相談所として判断、認識を自己評価という位置づけ

で記載しております。これは取組の到達度や達成度を表しているということではございませんので、ご了解をお願いいたします。

本日、お時間に限りがございますので、こちらの評価区分のⅡとⅢとなっている取組を中心にご説明させていただきますが、区分Ⅰにつきましても、これまでの結果をもって取組を終結する、または推進していかないというものではございません。そういうものでなく、引き続きもちろん取り組んでまいります。近年の社会情勢や今後の児童福祉法改正の趣旨を踏まえて、計画の見直し等が必要になる取組がありましたら、評価区分そのものも含めて、本日ご意見をいただければと思っております。

児童福祉法の改正につきましては、右上に参考資料と書かれた「法改正の動向について」という資料をご用意いたしました。プラン策定に当たっては、平成28年、令和元年の法改正を踏まえまして、検証報告書の提言に対応させる形で各取組を定めて実施してきたところですが、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している、そういったことから、相談支援体制等をさらに強化していくため、裏面にありますとおり、今後の法改正が予定されているところです。一部を除いて、施行日は令和6年度からとされておりますが、プランの計画期間中となりますので、法改正の動向も十分視野に入れて、方向性等の見直しを行っていききたいと、そのように考えているところでございます。

それでは、少々長くなりますが、各取組について、資料に沿ってご説明していきます。

まず、1、子どもの権利擁護についてでございます。

平成28年の児童福祉法改正により、子どもの権利擁護の理念が新たに盛り込まれたことから、プランにおいても、基本的方向性の基軸としているところでございます。引き続き、相談支援場面での意見聴取や社会的養護経験者からのヒアリング、そういった場面での取組を継続してまいります。

特に、プラン検討時にご意見がありました、入所施設や子どもの年齢等に応じて「権利ノート」の内容を改訂すること、こちらにつきましては、令和3年度から検討を開始しておりまして、今年度、令和4年度中に改訂することを予定しております。

また、一時保護場面での取組強化が必要であることから、令和3年7月から着任しました弁護士である横山法務担当課長の知見も活用し、今後さらに取組の推進、拡充を図っていききたいと考えております。

続きまして、2番、地域における相談支援体制の強化についてです。

(1) 要保護児童対策地域協議会の機能強化、(2) 各区における児童相談支援体制の強化についてですが、令和4年度に全区の家庭児童相談室に家庭児童相談員1名増員したこと、それに加えまして、中央区、北区、豊平区にそれぞれ職員を1名増員し、人員体制を強化しております。これによりまして、国が示す人員体制が整ったことから、令和4年度より各区の保健センターに子ども家庭総合支援拠点施設を位置づけております。

また、令和3年度から児童相談所に家庭支援課を設置しまして、区が支援している対象家庭の支援方法等について支援や助言を行うことができる体制を構築しております。今後

も各区の家庭児童相談室が区を基盤とした支援の中核としての役割を果たせるよう、専門性の強化、支援水準向上に努めてまいります。

続きまして3番、専門的相談支援体制の強化についてでございます。

まず、(1) 児童福祉司など専門職員の計画的な配置について、「児童福祉司の配置基準等について」と書かれた別の資料をご覧くださいと思います。こちらの資料で、児童福祉司の配置数につきまして、このプランでは、令和4年度68名と記載しておりますが、これは虐待対応加算を加味せず、児童相談所の管轄人口4万人に対して1名から、これを3万人に対して1名に変更することの経過措置期間が終了する令和4年度の配置基準数を記載したものとなっております。基準となります令和2年度の虐待相談件数に基づき、これに虐待対応加算を算出しますと、資料記載のとおり、令和4年度の児童福祉司の配置基準数は83名となりまして、それと同様に、児童心理司の配置基準数は、令和6年度33名から41名に計画変更が必要となります。

参考資料として配付いたしました「相談対応件数の推移」、こちらにありますとおり、札幌市児童相談所の相談受理件数は高止まりの状況となっております。今後も虐待対応加算、こちらが見込まれておりますので、このたびの評価に合わせて、資料記載のとおり配置数を変更する必要があると考えております。

児童福祉司及び児童心理司の増員のほか、法令にのっとりまして、医師、保健師の配置を継続するとともに、令和3年7月からは、先ほども触れました特定任期付職員として児童相談所に常勤の弁護士、こちらを配置したところでございます。困難、複雑な家庭の相談支援の場面や一時保護に係る司法手続、そういった場面、日々のケースワークや援助方針会議等において、弁護士としての知見を活用して児童相談所の法的対応体制を強化しているところでございます。

次に、資料を1枚めくっていただきまして、専門的な力量を持つ職員を採用、育成、配置できるキャリア形成や体制、及び(5)体系的な研修の計画と実施についてでございます。その四つ下にあります(9)番、検証報告書の提言への取組に対する評価として、令和元年6月死亡事例に係る検証報告書の提言を受けまして、その取組状況等について評価していただくため、児童福祉部会からは松本部長、藤原委員、高橋委員に委員となっていただきまして、昨年度立ち上げた評価ワーキンググループ、こちらによる評価報告書でも、専門職養成の在り方や育成体系、研修体制の整備等に関するご意見をいただきました。評価報告書のそういった意見を踏まえまして、令和3年度から職員採用試験、社会人経験者の部に福祉コース、そちらの試験区分を新たに追加しまして、福祉職の採用数を増やすとともに、採用後、キャリア形成等により専門性を蓄積していけるよう、福祉コース職員の育成方針について、現在、関係部局と検討を進めているところでございます。

専門集団の形成については、数年単位の時間を必要としておりますので、児童相談所職員研修の体系化など、まずはできるところから取り組み、検討を開始していきたいと、そのように考えております。

次に、（６）番、（仮称）第二児童相談所の整備、こちらについては、プランに記載したスケジュールのとおり現在進行しているところでございまして、令和４年度は実施設計を行う予定となっております。

次の（７）一時保護体制の強化にありますとおり、一時保護所を併設した施設として、令和７年度中の開設を目指して、引き続き整備を進めてまいります。

また、仮設一時保護所につきましては、記載のとおり定員２０名、現在、小学生棟として男女各１０名ずつ、その施設として、新たに一時保護三係を設置した上で、令和３年１１月から運用を開始しております。

続きまして（８）番、児童相談所と各区の連携強化、区支援機能の構築としましては、母子保健情報システム、児童相談システム、家庭児童相談システム、それぞれ個別で利用されているアセスメント情報を一元化集約する子育てデータ管理プラットフォーム、その運用を令和３年７月から開始しておりまして、支援対象世帯の情報共有の円滑化、進捗管理の確実化を図ったところで、システムを有効に活用するためにも、職員の気づきを確実に支援へとつなげられるように、その専門性を高めて、虐待が見過ごされることのないよう体制の強化も併せて進めてまいりたいと考えています。

次に、（１０）児童相談所の自己点検の実施、外部評価の検討推進につきましては、国のガイドラインにのっとり、年度ごとの項目を設定の上、第三者機関などによる評価を今年度から実施する予定でございまして、令和４年度の評価実施に当たり、令和３年度は一時保護所職員を含む自己評価による点検を実施しております。自己点検を実施する過程で、あるいは外部評価の結果を踏まえまして、児童相談所業務の在り方や理念について共通の理解を得るとともに、業務の振り返りを行うことで児童相談体制のさらなる強化に努めていく考えです。

続きまして、４番、個々の子どもの状況に応じた社会的養護体制の充実についてでございます。

まず、（１）里親委託と里親支援の推進にあります、民間フォスタリング機関の設置、こちらにつきましては、令和２年度に設置した養育里親全般に関し、リクルートから研修、委託後サポート等、一貫した支援を実施する札幌市フォスタリング機関と、乳幼児の養育里親のリクルート、研修、各種支援を実施する札幌市乳幼児フォスタリング機関、これに加えて、令和３年度から障がい児里親等委託推進モデル事業といたしまして、障がい児を養育する里親の各種支援を実施するフォスタリング機関を新たに設置しまして、里親登録数の増加や里親支援の拡充に向けて取組を進めているところでございます。

次に、施設機能の強化及び一時保護機能拡充については、令和３年９月から社会福祉法人北翔会と社会福祉法人扶桑苑に一時保護専用施設を開設しまして、一時保護が必要な子どもの受け皿をそれぞれ６名確保したところでございます。引き続き、適切な支援を行うことができるよう、関係事業者と調整をしながら体制の整備を進めてまいります。

おめくりいただいて、次に、（４）番、児童家庭支援センターの増設と連携強化、こち

らについては、令和３年度に北区の柏葉荘に設置が完了しまして、令和４年度は中央区の南藻園に設置いたします。それで、今年度中に、市内全て６か所の児童養護施設に児童家庭支援センターを設置できる見込みとなっております。引き続き、児童家庭支援センターによる継続支援が有効と考えられるケースにつきまして、指導委託を進めてまいりたいと考えております。

次に、（５）母子生活支援施設の活用に向けた連携強化につきましては、本年２月の児童福祉部会でご審議いただきましたとおり、母子生活支援施設のさらなる活用や施設整備の方向性について検討を進めて、関係機関と連携を図りながら、対象者の自立促進に向けた支援を実施してまいります。

５番目、関係機関との連携・支援の体制や支援制度の強化につきましてです。

令和２年度に作成した児童虐待防止ハンドブックを活用した説明等を引き続き実施し、関係機関に対して当事者意識を喚起していくほか、（２）関係機関と連携した支援の体制では、令和３年度に全区の要対協代表者会議の構成員に障がい児支援機関を位置づけて連携を強化しております。

また、令和３年度から業務マニュアルを改正しまして、区家庭児童相談室又は児童相談所が継続的に支援する家庭を要対協の対象とすることを明確化しております。今後も連携した支援体制の構築のため、子ども虐待防止に関わる部署での合同研修の開催などを検討してまいります。

最後になりましたが、（４）番、思春期・若年期の女性への支援のあり方の調査・検討及び取組の実施、こちらでは、支援の対象となり得る１０代後半から２０代前半の女性が抱える悩みや困り事を把握し、支援のあり方を検討するため、令和２年度にヒアリング調査とアンケート調査の二つの調査を実施しております。その結果、客観的には困難な状況にあっても、本人たちは困っているという意識が薄く、誰かに相談するということが少ない一方、常に不安を抱えていると、そういった姿が浮かんできたところでございます。

これらの調査結果を踏まえまして、令和３年８月からは若年期の女性を対象に、SNS等を活用したアウトリーチ支援や、安全・安心な一時的な居場所を提供する事業を開始しております。令和４年３月末までの相談件数は、実人数で７４人となっております。困難を抱えた思春期、若年期の女性を支援できるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○松本部会長　ありがとうございます。

それでは、今、ご説明いただきました内容に関して、あるいはご説明が省略されたところでも、強化プランの進捗状況ということについてご質問、あるいはご意見をいただければと思います。どこからということは特に構いませんので、お気づきのところでご発言いただいて結構です。いかがでございましょうか。

箭原委員、お願いします。

○箭原委員 2番目の地域における相談支援体制の強化、ここですね。つまりは、この部会でずっと言ってきた、横串の連携を取っていかないとできないプランですね。それに対して、(2)の2番目、新規のところで、家庭支援課(地域支援係)が助言を行うことができる体制を構築した。どのように構築したのかとか、各家児相と区の保健センター、これの連携のやり方というのは、会議をすとか、係長クラスですとか、課長クラスですとか、ある程度具体的なものがないと連携したと言われても、どのようにやっていくのかなというところが見えないのですよね。

すみません。先生、もうちょっと上手にまとめてください。

○松本部長 今のご発言は、2の2の各区の児童相談支援体制の強化ということについて、2点述べられたところ、もう少し具体的にどのように進めるつもりかということですね、具体的な方法なり体制と。特に、一体的にということ、具体的にどのようなことと、あとは、特に、助言をできる体制と、それはどういう形で行われるのかということも含んでというご発言の趣旨かと理解いたしました。児童相談所の方、いかがでしょうか。区のほとんどを含めてということですが、これはむしろ、区の体制の強化ということは大変重要な点かと思います。具体的にどのようにということですね。

○事務局(藤崎児童相談所家庭支援課長) 家庭支援課長の藤崎と申します。

今、ご質問のございました、(2)の児童相談所の区支援の体制整備という部分についてご説明申し上げます。

この家庭支援課につきましては、令和3年度から新しい組織として立ち上げております。この中に地域支援係という係を設けまして、そこに児童福祉司、まず令和3年度は4名配置しております。その児童福祉司が各区の家庭児童相談室の方に、様々な相談を受けた際に助言をしているというような状況です。具体的には、昨年度につきましては、例えば、家庭児童相談室で市民や関係機関から相談を受けて、児童相談所が関わっていない事案、つまり家庭児童相談室が主に関わっている案件の中で、例えば児童相談所に相談したいとか、児童相談所に専門的なアドバイスがほしい、そのようなケースがあった場合に、先ほどお話しをしました児童福祉司が直接家庭児童相談室に赴いたり、情報交換をしたり、ケース会議に出席したり、事例検討の場に児童福祉司が参加をして助言等を行っています。区の求めに応じて、そのような専門的な、今まで児童相談所で実際に経験のある児童福祉司が区の家庭児童相談室をサポートする、そのような体制を整えております。

令和3年度は、人員の関係で4名しかついておりませんでした。令和4年度につきまして、さらに4名の児童福祉司を増員いたしまして、よりきめ細かに区への支援、助言、そのような体制を整えたところでございます。

○事務局(山形児童相談所地域連携課長) 私からも、区の家庭児童相談室の体制強化という点で一つお答えします。

今年度、令和4年度から、大規模区、中規模区においては6名の家庭児童相談を受ける職員体制を確保し、小規模区においては4人となっております。全市で50人弱の人員

が配置され、体制が強化されています。ただ人数を増やせばいいというものではなくて、今年度から、家庭児童相談員の初任者研修というのを児童相談所が中心となって開催しておりまして、複雑多様化する相談の基本的な進め方はもちろん、半日、一日かけてやるのですが、半日かけて、児童相談所職員も入って、グループワークで事例検討などをして、お互いの立場からいろいろな事例についての検討を進め、連携を強化している、そういった取組も始めております。

以上です。

○松本部長 あとは、多分、箭原委員ご質問の中で、2のところの総合支援拠点と包括支援センターのところの一体的運用等ということがありました。これは具体的にどのようなことがありましたけれども、ここについてはいかがでしょうか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） それにつきましては、参考資料でつけた法改正の動向の裏面ですね、今後の法改正の方向性の（1）番、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充とありますが、現在の各区の保健センターに子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター、こちらの機能は備わっておりますので、この辺の法改正を見据えて、ここにありますが、こども家庭センター、こうするかどうかは努力義務になっているかと思うのですが、どのように一体となって機能させていくかというのは、今後検討していきたいと考えています。

○箭原委員 まだ今後なのですね。ということは、2番の3に助言を行うことができるということで、向こうからご相談があつて初めて、じゃあ、こうしたらどうですかとかそういうので、定期的に会議を持っているとか、人数が増えましたし、体制もできてきたので、定期的に毎月、事例においてどういうことをするかとか、集まったときにお話をするとか、そういうのはないのですか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） それは、昨年度も、各区の保健センターの課長会議というのが月1回あるのですが、そちらに私と地域連携担当係長が定期的に出向いて、実際、先ほどご説明した子育ての情報を一元化するプラットフォームの運用であるとか、その辺を含めて情報交換しているところです。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 1点、追加させてください。

先ほどの区支援の体制整備のところなのですけれども、児童相談所と、それから家庭児童相談室、それから児童家庭支援センター、この3機関が毎月集まって、意見、情報交換を行っております。その出席レベルは、係長や先ほどお話しをしました地域支援係の児童福祉司が、その月1回の定期的な集まりに出席しまして、具体的な各区の困難な事案とか、そのような意見交換を毎月1回しております。そういう場をきっかけにして、相談を継続したり、どこの機関で支援を行っていくべきなのか、そのような役割分担などもそこでお話をしているところです。

以上です。

○松本部長 関連してでしょうか、北川委員。では、お願いします。

○北川委員 ありがとうございます。関連なのですけれども、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターが一体化していく、展開するということで、この辺の人員配置とかがどんなふうになるのかということをお聞きしたいのですけれども、一体化することで人員が少なくなったりという心配を、障がいのある子どもたちを支援している方々は、健診とかの保健師さんとか少なくなるんじゃないだろうかとか、そういう声もあったりして、一体化することですごく充実するのか、減らされることのないのかということが1点です。

あともう一つは、今、課長さんが教えてくださった定期的な会議、家児相とか児家センとか児相の定期的な会議のどんな内容を、例えば施設から退所した児童のこととか、それとも在宅の支援が必要なお子さんなのかとか、その辺をもうちょっと一歩踏み込んで教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○松本部長 関連して、北川委員から2点ご質問が出ました。お願いします。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） まず、1点目の子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、こちらを一体化して、どう運用していくとか、機能強化していくかという点についてでございますが、国の方で今、こども家庭庁の設置について幅広く議論しているところなのですけれども、まず、この包括的な支援のためにどういった機能を持たせるかという議論をまずしていきたいと思っております、当然それに見合った人員配置になると思うのですが、こども家庭庁をつくり、子育てに困難を抱える世帯をしっかりと支援していこう、包括的に支援していこうという流れですので、統合によって、効率化で人を少なくするとか、そういったことにはならないと今のところ理解しております。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 月1回の定期の会議なのですけれども、ここで話題にする児童については様々です。在宅のお子さんがいらっしゃいますし、施設を退所したお子さんもいらっしゃいますが、いずれにしても、在宅のお子さんが中心となります。そこで各機関が見守っている、その見守りの状況とか、例えばリスクが高くなってきた、その後どういう対応したらいいのかとか、役割分担はどうするかとか、そのようなことを話し合っています。どのようなお子さんをその議題で取り上げるかというのは、児相であったり、児家センであったり、家児相であったり、この3者でやっぱり協議をした方がいいだろうというようなお子さんについて、毎月議論しているところです。

以上です。

○北川委員 ありがとうございます。

○松本部長 よろしいでしょうか。今、ここの地域における相談支援体制の強化ということでいろいろご質問が出ていますので、この部分に関連してほかにご発言がありましたらお願いいたします。なければ、またほかのところも含めて、ここに戻るということはあるということなのですけれども、今、北川委員から、一体化ということで、むしろこれは、いわゆる人員の削減につながるのではないかというような懸念は、厚労省の専門委員会で議

論をしたときにも随分話が出たところであります。昨年末に国の報告書が出ましたけれども、それをまとめる過程でもかなり議論に出たところで、昨年度1年です。趣旨としては、母子保健のセクションと子ども家庭福祉のセクションが、基礎自治体のレベルではばらばらにならないで、きちっと支援できるようにしていきましょうというところが大きな趣旨かと思っておりますので、それは、もちろんそれに沿って、むしろ強化していくということになるのだろうと考えております。この方向が全体としても出されましたが、むしろ基礎自治体としてこれをどう受け止めて、自治体のリソースに合った形でどうできるかというのはこれからの議論かと思っておりますけれども、この場でもいろいろな議論する機会があるかと思っておりますので、また委員の方もいろいろお知恵をお貸しいただければと思っております。

2のこのところで関連してなければ、ほかのところでも。

大場委員、お願いします。

○大場委員 関連のあるところとちょっとずれるかも知れませんが、よろしいでしょうか。2点ほどお話しさせていただきたいと思うのですが、一つは、3番目の専門的相談支援体制の強化ということで、児童福祉司と児童心理司の配置の見直しというか、強化がされるということで、ここの部分については評価したいと思います。そして、研修の体系化ということで、(5)のところに触れられているのですが、確かに育成ということでは、人数が増えて育成していくということが大事だと思うのですが、強化プランの中で、ぜひ職員の定着という部分を少し触れていただきたいと思うのですね。せっかく増やして研修をしても定着しなければ、それが専門性としてきちっと定着していかないのではないかということになるので、定着に向けてこのような取組をしていくということを強化プランの中で触れていただくことがいいのではないのかなというのが1点です。

それからもう1点、児童養護施設の関係でお話をさせていただきたいのですが、4の(2)の施設の小規模化かつ地域分散化のところがございます。それで、ここの中では、小規模化・地域分散化ということで、その方向性は国の方でも示しているわけですが、それを支えるのが本体施設、本園なのですね。その本園の機能ということをきちっと明確に、本園機能の充実強化ということをうたっていないと、地域分散化あるいは小規模化が推進されないというおそれがあります。それをやはり支えるのは本園であり、基幹的職員や個別対応職員、あるいは心理療法担当職員というのは本園にいるわけで、その本園の充実強化というところと併せて小規模化・地域分散化ということにならなければ、破綻をしてしまう心配があります。地域小規模化、地域分散化とか小規模化を進める、それと併せて本園機能の充実強化ということにも触れていただければと思います。

以上です。

○松本部長 今2点、ご意見ということで出しましたけれども、今の2点に関わって事務局の方からお考えございましょうか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） まず、1点目の人材の研修を拡充しながら定

着させていくということにつきましてです。

令和4年度は、配置基準の見直しに基づき、児童福祉司を十分に増員しています。この春の児童福祉司となる一般職の転入転出あったのですけれども、転入者が先週末、発令したのですが、35人と非常に大きな人数、多人数になっていました。どんな人が入ってきたのかなという受入れの視点でも見たところ、福祉職が児童相談所に配置されて、多くは福祉的な経験を積んだ職員というふうになっておりまして、そういう現状なのですけれども、今いろいろな提言、意見をいただいた中で、人材育成、キャリア形成というのを庁内に議論していますので、虐待対応に資するような専門的な人材はなかなか一朝一夕には育ちませんので、ある程度の異動サイクル、行政機関なので人事異動はあるのですけれども、定着という視点である程度の期間を考えていかなければいけないなど。今のご意見を踏まえまして、そのように思いました。今の中間点検含めて、取組の強化というところに反映させていかなければいけないかなと思います。

2点目の小規模化・地域分散化、それにはまず、本園のきちとした役割、機能強化が必要と、本当にそのとおりだと私も実感します。そのあたりも、地域の社会的養護体制の充実、ネットワーク化していくような意味合いでも、本園、小規模、地域分散という構造的な配置なり機能というのを改めて検討していきたいなと思いました。

以上でございます。

○松本部長 大場委員いかがでしょうか。今、大場委員がご指摘になったことというのは、実際にいろいろ計画を進めていくときに大変大事になる点かと思います。1点目については、むしろ、これから市の職員さんのキャリア形成という観点と重ね合わせて研修を進めていくということ、検討が開始されているということでもありますので、つまりキャリア形成の問題と、ひっくり返せば逆に定着の問題と、裏返しの関係にあるということはこの場でも意見が出たし、逆にそこは、ぜひきちっと進めていただきたいという形になるかと思います。

あと、本園のところで言いますと、昨年度末に、1年前に議論いたしました強化プランのところでいきますと、施設機能の強化というところがあるのですけれども、小規模化、分散化というところが2で、3で。ここの関係をきちっと意識しましょうということなのだろうと思います。文言としてある、ないというだけでなく、ここは別々の問題ではなくて、関係していることですよと。これ、どっちが欠けても両方とも進みませんよということかと思います。やはり子どもさんから見たときのケア単位の小規模化ということと、全体では難しくなっている問題に対する支援機能の強化ということの両立をどう図るかということかと思います。それともう一つは、施設以外のところの地域での支援機能の強化ということがセットになるのかなと思っております。それは里親さんのところでも同じだと思いますね。同じ関係にあるかなと思います。

ほかいかがでしょうか。

北川委員、お願いします。

○北川委員 今、福祉職で35名が新たに入職したと聞いて、よかったと同時に、育成が本当に児童相談所が大変だなと、ご苦労さまという感じで聞いておりましたが、本当に35名の方々が専門性を身につけていくというのはなかなか時間がかかることだと思うのですが、やはり弱い立場の子どもとか家族の方を支えていくとか、あと里親会の里親さんの話なんかでも、なかなか意見が言えなかったり、過去においてはちょっと傷つけられるような、一生懸命里親をやっているけども傷つけられるような言葉があったりとか、そういうことがあったということも聞きますので、ぜひ、今いろいろな方々が里親さんの話を聞くと、寄り添ってくれているということを知っていただいてもいいと思いますが、本当にすぐに専門性はつかないと思うのですが、新しい職員の方々が、やはり市民とか弱い立場に立った方々に寄り添っていくという優しさを持ったところだけは、ぜひ、リスペクトとか優しさとか、そこは専門性ととも大事なことだと思いますので、お伝えしていただければと思います。

以上です。

○松本部長 専門性に関連してのご意見ということかと思いますが、今のご発言について事務局の方から応答はございますか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） 今の北川委員の里親さんの話であるとか、本当に弱い立場の方々に寄り添ってというお話でございましたが、35人全員が福祉をしっかり学んだということではないのですが、新採用職員も3分の1ぐらいいると思うのですが、大学でしっかり福祉全般を幅広く学んできていると認識しております。それを実社会の中で、本当にリアルな相談が毎日寄せられる中、自分の担当ケースだけではなく、いろいろな会議の受理会議であるとか、援助方針会議であるとか、そういった場面のほかのケースも幅広くしっかり目を通す中で、やはり福祉的なマインドというのをしっかり、それこそすぐには育たないかもしれないのですが、我々、管理職を含め指導的立場にある係長であるとか、そういったものを本当に市民目線で感じ取って、双方にとっての最善の処遇というか、対応を検討できる、そういう人材育成を所として図っていききたいと改めて思っております。

○北川委員 よろしくをお願いします。

○松本部長 ほか、進捗状況についてご質問あるいはご意見等ございませんでしょうか。

○事務局、お願いします。

○事務局 3ページ、5番の3番、DV相談窓口との連携強化なのですが、スペース・おんさんと一緒に、これからどうやっていくかを私ども話をしているのです。ここで情報共有の徹底とありますが、どのように共有していくのか。つまり、各保健福祉部や警察と情報共有したものをどのように使って、連携して対応しなければいけないときとか、相関図じゃないのですが、この問題に対して共有した分はどのようにお互いに動くのかとか、そういう具体的なところまではいっているのでしょうか。それとも、これからなのでしょ

○松本部長 これについていかがですか。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 今のお話にありました情報共有の件についてです。

警察との情報共有につきましては、毎月、児童相談所の方で一時保護をしたり、それから、施設に入っていたお子さんが在宅に戻る、それから、一時保護を解除して自宅に戻るとか、そのような案件で虐待のお子さんの情報につきましては、毎月、警察と情報共有を定期的に行っております。また、そのほか、例えば一時保護のような案件になるようなものにつきましては、随時、警察から取扱い照会が来たり、私どもの方から連絡をしたり、DV案件に限りはしないのですが、お子さんの虐待案件等については、綿密に連携を図るといったような仕組みは出来上がっております。

それから、DV相談の窓口について言いますと、市は男女共同参画の担当部署の方から、そこで相談が上がってきて、児童虐待のおそれがあるとか疑いがある、そのような事案については、情報共有という形で情報を児童相談所の方にいただくことがあります。逆に、私どもの方でも、必要に応じて、そのような部署に情報共有して対応する場合があります。今のところはそのような状況にはなっております。

以上です。

○箭原委員 多分、ここでの情報共有した部分は、その後の子育てデータ管理プラットフォームとか、子どもに対してのアドボケイトとか、全部いろいろつながってくると思うのですよね。なので、情報共有した後の展開とか、その後どうやってつながっていくのかとか、その辺もある程度見えてこないと、係の者に任されてしまうと、そこ以上にはならないと思うのですよね。共有して終わってしまったては困るので、その後の展開って、どのように共有してからどうするのかって、アウトプットですよ、出していく方法というのは、ちょっと想像がうまくできないのですけれども。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 実際にそのような情報をいただいた際には、当然私ども所内で共有をいたしますし、実際に、関係機関が連携して支援を始めなければいけないということであれば、それはケース会議とかを通じて、情報共有をして、各関係機関の役割分担をして、どう支援をしていくかということは、個別案件ごとに対応しているといったようなことが今の現状です。

以上です。

○松本部長 ちょっと基礎的な確認なのですが、警察との連絡協議会を継続するとか、各区保健福祉部との情報共有の徹底というのは、これはどこがということ、児童相談所がということですか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） これは、児童相談所のプランに記載している、主語は児童相談所がですね。

○松本部長 児童相談所、あるいは児童相談に関わる児童相談所以外のところも含んでということになりますかね。ちょっとそこが、今、本論のところを見ていたのですけれど

も、ちょっとそこが明確ではなかったのです。どこがということに。動く主体はどこなのかという想定をされているのかなと。これは大変基礎的なことです。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 警察との情報共有につきましては、警察と児童相談所がお互いに協議をして、互いに案件がある場合には随時情報共有をいたします。先ほどお話をいたしました月 1 回の定期的な情報共有につきましては、児童相談所から警察に情報を渡すというような仕組みになっています。

○松本部会長 児童相談所がどこそこと連携を図るということとか情報共有、つまり、主体は児童相談所が前提に書かれているということですか。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） はい。警察と児童相談所につきましては、そのような形で進めております。

○松本部会長 そうすると、下の方の、SACRACH に依頼して、合同で研修したというのは、これは児童相談所と SACRACH がやったのですか。主体がどこかというのがよく分からないので。

○事務局（宮本児童相談所長） 児童相談所長の宮本です。

研修につきましては、昨年度、児童相談所の所内研修の中で、SACRACH の方に講師としてお越しいただきまして、児童相談所の中で研修を実施しております。

○松本部会長 合同というのは、どこどこが合同なんだろうとかね。

○事務局（宮本児童相談所長） それは、SACRACH の方と一緒にということです。内容の協議ですとか、そういったことも含めて合同で研修を実施しているということ。ただ、対象の職員は、児童相談所の職員が主となっております。受講している職員ですね。

○松本部会長 SACRACH と児童相談所でしょう？合同研修。

すみません。ちょっと今聞き取れなかったのですけれども、全体的に、連携しというのは、主体になっているのはどこなのかなとか、合同でというのはどこどこなのかなというのがちょっと分かりにくいなと思ったので、確認の質問をしているということなのですかね。

○事務局（宮本児童相談所長） 合同というのは、児童相談所と、ここで言えば SACRACH の方たちとの合同でということになります。受講した職員につきましては、児童相談所の職員ということになっております。

○松本部会長 分かりました。

今、箭原委員の多分ご質問の趣旨は、先ほどの地域連携と同じで、これは情報共有なり連携するのはいいけれども、その後、具体的にどのように支援が展開されるのかということが重要なので、その体制はどのように検討されますかと。多分ベースにあるご質問はそういうことかなと思っておりますけれども。

お願いします。

児相の方の事務局のマイクが、山形課長のサイドはすごくよく聞こえるのですけれども、所長のサイドに行くとちょっと聞こえにくいのです。

○事務局（宮本児童相談所長） 申し訳ございません。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） これでどうでしょうか。

○松本部長 大変クリアになりました。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 失礼いたしました。

情報をいただいた後、これについては、やはり個別案件ごとに対応しているというのが実情です。ただ、そのときに、児童相談所で関わっている事案であれば、当然、児童相談所が音頭を取ってケース会議をして役割分担するでしょうし、家児相が中心で関わっているのであれば、その関わっているところが音頭を取っています。ただ、いずれにしても、情報をいただいた際に、今度はどのような支援を行うかというのは、関係機関と確認をしながら、個別でケース会議を行うなどやって、役割分担をしながら確実に進めていくといったような体制を敷いているところです。

以上です。

○松本部長 箭原委員、いかがですかね。

○箭原委員 希望的観測ですけども、できれば、情報は出して、集まってといった段階には、児相相談所は全ての情報をもらうわけですね。どこか核にならないと、そこから出たものですからそこですねとかなってしまうと、いや、見ていたはずだけどというようなことになっていくのかなって。できれば、児相が割り振りするところの立場にいてもらえると、私としては、とてもうれしいなと思うのですが、なかなか難しいのでしょうか。

○事務局（藤崎児童相談所家庭支援課長） 児童相談所は確かに様々な関係機関から情報が集まってきます。児童相談所は本当に相談の情報量は多いかなと思うのですが。先ほどお話をしたとおり、児童相談所があまり関わっておらずに、関係機関の方で深く関わっているケース、深く関わっているケース、継続して関わっているケースなどありますので、そうなりますと、世帯の情報とか、お子さんの状態像、それから使っている社会資源、そういったようなところが詳しく関係機関の方が把握しているという場合があります。もちろんそのような状況を児童相談所もその関係機関と話をしながら、お互いにどういう役割分担を行うのかということは、それは個別案件ごとに行う。その方がやはり効果的だと考えております。実際、児童相談所の方が全て音頭を、調整ができれば望ましいのかもしれないのですが、その個別案件ごとに濃淡があるものですから、そのようなことは随時、関係機関と相談をしながら、それこそ連携を図りながら進めているということが実情です。

以上です。

○松本部長 ここは、まだ制度的にかなりかちつとした枠組みがなく、いろいろ工夫しながらのところだと思いますけれども、婦人保護のところについては、やっぱり法改正などの動きも全体である中で、ここは基礎自治体なり、政令市の中でも、ここをどういうふうにしていくかというのは、かなりこれからの重要な課題になってくるのかなと思って

おります。引き続き、こういったところは検討しながら進めていくということになるのだろうと思います。

ほかいかがでしょうか。全体を通して。今日は進捗状況のご報告とその確認、あるいは、そこに対する意見というようなことでお諮りをしているところでもありますけれども、個別のところでも結構ですし、全体のところでということではいかがでしょうか。

特に今ご発言がないようでしたら、昨年、一昨年度ですかね、かなり議論をしてプランをつくっていったところですので、また逐次、こういう議論の場を設けていただけることかと思いますし、この間、国レベルでも、いろいろなところで法制度がかなり動いておりますので、そのあたりをにらみながら、自治体としてもできることをしていくという形になるかと思います。かなり状況が動いておりますので、いろいろなことがそれにつれて、あるいは先手を打ってやっていく感じでないのかなと思っております。

大体、プランの進捗状況の報告ということに関しては、幾つかご意見出たことを含めてご確認いただけたというふうな了解でよろしゅうございましょうか。

事務局の方から何か補足のご発言ございましょうか。

○事務局（山形児童相談所地域連携課長） 引き続き、今日いただいた意見等を踏まえて、今回、中間評価なので、令和6年度まで取組をしっかりと進めていきたいと思います。

○松本部長 それでは、これで議題の1点目は終了したいと思います。もう1点、議題がございますけれども、1時間ちょっとたっておりますので、10分ほど休憩をしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

では、10分後に再開をしたいと思いますので、七、八分後ぐらいにはまたお集まりいただければと思います。

では、一旦休憩に入ります。

（休 憩）

○松本部長 それでは、皆様お戻りかと思っておりますので、後半、二つ目の議題に入りたいと思います。お疲れかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

次の議題は、令和3年6月死亡事例における検証報告書についてということでもあります。これは、冒頭、事務局の方からご説明ありましたが、公開、非公開のことに、中で個人情報取り扱いから非公開としたいということでもありますけれども、この点について、事務局の方からご説明いただけますか。

○事務局（月宮子ども企画課長） 4月に着任いたしました、札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課長の月宮でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様には、長時間にわたりましてご議論ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事事項2につきまして、本日は、令和3年6月死亡事案の検証報告書についての報告を行うものですが、検証報告書の内容を審議いただく際、関係機関の支援内容等、個人情報に関する議論が行われると考えることから、個人情報保護の観点から非公開

で行うべきものと考えてございます。よろしくお願いします。

○松本部会長 この点について、まずご異論ありませんでしょうか。お認めいただいたという確認でよろしゅうございますか。

それでは、お認めいただいたということで、非公開で進めたいと思います。